平成２５年（フ）第６０４９号
奈良市神功２丁目８－７　フォレストタウン高の原１階８－Ｂ号室、開始決定時の住所京都府木津川市相楽台５丁目26番地19
破産者　梶原　雅彦
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１号
札幌市南区南沢５条２丁目７番19号
破産者　羽原　光代（旧姓笹谷）
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９２号
埼玉県川口市戸塚東３丁目30番13号、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目28番20―507号東川口第４サニーコート
破産者　木幡　進一
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
川崎市多摩区生田３丁目２番５号　ピアガーデンＢ202
破産者　伊野瀬浩史
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
大阪府貝塚市浦田200番地８、前住所大阪府貝塚市畠中２丁目16番52号
破産者　藤本　珠実
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３８７号
大阪府泉大津市池浦町１丁目10番27―703号、前住所大阪府泉大津市西港町14番12号
破産者　大川　　修
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３１号
大阪府泉南郡熊取町大久保中２丁目21番３号、住民票上の住所大阪府岸和田市岸城町30番18号、開始決定時の住所大阪府岸和田市南町３番５号岸城マンション305号
破産者　辻　　尚胤
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６１２号
大阪府岸和田市土生町４丁目３番２―1207号
破産者　里井知代子（旧姓伊東・相原）
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９３２号
兵庫県芦屋市竹園町１番20―402号、従前の住所大阪府茨木市東太田３丁目５番202号
破産者　柴田　憲二
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４５号
開始決定時の住所旭川市新富１条３丁目１番33号
破産者　坂井　充明
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４６号
開始決定時の住所旭川市新富１条３丁目１番33号
破産者　坂井由貴子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５８号
茨城県ひたちなか市大字稲田1114番地　市営鹿島台アパート116号、旧住所茨城県ひたちなか市大字東石川2432番地の30
破産者　佐藤　林子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２０３号
静岡県富士宮市小泉787番地の29
破産者　猪熊　智之
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１２６号
静岡県富士宮市山宮1030番地の10、前住所静岡県富士市厚原1452番地の８
破産者　芦澤　　昇
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１６２号
京都市中京区錦小路通新町西入西錦小路町256番地
破産者　八田　典子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
香川県高松市香川町浅野1965番地19
破産者　石倉　　寛
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６号
香川県高松市多賀町２丁目17番７号
破産者　松下　保樹
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係